

香芝市福祉事務所長に対する事務委任規則及び香芝市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年8月6日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市規則第20号

香芝市福祉事務所長に対する事務委任規則及び香芝市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(香芝市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部改正)

第1条 香芝市福祉事務所長に対する事務委任規則(平成20年規則第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第11号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同条第20号中「第81条の3」を「第81条の4」に改める。

第10条を次のように改める。

(委任の留保)

第10条 第2条から前条までの規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事項は、所長に委任しないものとする。

- (1) 特に重要であると認められる事項
- (2) 異例であり、又は重要な先例になると認められる事項
- (3) 疑義があり、又は現に紛議を生じ、若しくは生ずるおそれがあると認められる事項
- (4) 市長が別段の指示をした事項

(香芝市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 香芝市個人番号の利用に関する条例施行規則(平成27年規則第29号)の一部を次のように改正する。

第9条第7号及び別表第2の5の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中香芝市福祉事務所長に対する事務委任規則第2条第20号の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。